

議案第 19 号

渋川市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 28 日提出

渋川市教育委員会
教育長 中 沢 守

渋川市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(渋川市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 1 条 渋川市教育委員会事務局組織規則(平成 18 年渋川市教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「統括主幹」の次に「、管理主幹」を加える。

第 6 条第 6 項中「主幹、副主幹」を「管理主幹、主幹、副主幹」に改める。

(渋川市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正)

第 2 条 渋川市教育委員会職員の職名に関する規則(平成 18 年渋川市教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「統括主幹」の次に「、管理主幹」を加え、同項第 3 号中「園長補佐」の次に「、管理主幹」を加える。

(渋川市学校給食共同調理場条例施行規則の一部改正)

第 3 条 渋川市学校給食共同調理場条例施行規則(平成 18 年渋川市教育委員会規則第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「統括主幹」の次に「、管理主幹」を加える。

第 5 条第 3 項中「主幹」を「管理主幹、主幹」に改める。

(渋川市立幼稚園管理規則の一部改正)

第 4 条 渋川市立幼稚園管理規則(平成 18 年渋川市教育委員会規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条第 2 項中「園長補佐」の次に「、管理主幹」を加える。

(渋川市立幼稚園型認定こども園管理運営規則の一部改正)

第5条 渋川市立幼稚園型認定こども園管理運営規則（令和2年渋川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中「園長補佐」の次に「、管理主幹」を加える。

第10条第3項中「主幹」を「管理主幹、主幹」に改める。

（渋川市公民館条例施行規則の一部改正）

第6条 渋川市公民館条例施行規則（平成18年渋川市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「館長補佐」の次に「、管理主幹」を加える。

第6条第2項中「主幹」を「管理主幹、主幹」に改める。

（渋川市図書館条例施行規則の一部改正）

第7条 渋川市図書館条例施行規則（平成18年渋川市教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「統括主幹」の次に「、管理主幹」を加える。

（渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則の一部改正）

第8条 渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則（平成18年渋川市教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「統括主幹」の次に「、管理主幹」を加える。

第3条第3項中「主幹」を「管理主幹、主幹」に改める。

（渋川市歴史資料館条例施行規則の一部改正）

第9条 渋川市歴史資料館条例施行規則（平成18年渋川市教育委員会規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条中「統括主幹」の次に「、管理主幹」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

定年引上げによる管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入に伴い、新たな職を設置するため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（案）新旧対照表

渋川市教育委員会事務局組織規則（平成18年渋川市教育委員会規則第7号）の一部改正

(第1条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(職制) 第5条 (略) 2 部に副部長及び参事を、課に次長、課内室長、課長補佐、統括主幹、<u>管理主幹</u>、主幹、副主幹、主査、主任及び主任行政専門員を置くことができる。</p> <p>(職務) 第6条 (略) 2～5 (略) 6 <u>管理主幹、主幹、副主幹</u>、主査及び主任は、それぞれ上司の命を受けて所管の分掌事務を掌理する。 7 (略)</p>	<p>(職制) 第5条 (略) 2 部に副部長及び参事を、課に次長、課内室長、課長補佐、統括主幹_____、主幹、副主幹、主査、主任及び主任行政専門員を置くことができる。</p> <p>(職務) 第6条 (略) 2～5 (略) 6 <u>主幹、副主幹</u>_____、主査及び主任は、それぞれ上司の命を受けて所管の分掌事務を掌理する。 7 (略)</p>

渋川市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（案）新旧対照表

渋川市教育委員会職員の職名に関する規則（平成18年渋川市教育委員会規則第9号）の一部改正

（第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職名） 第3条 渋川市職員定数条例に規定する渋川市教育委員会の職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 事務職員 部長、副部長、参事、課長、所長、館長、次長、課内室長、副所長、副館長、課長補佐、所長補佐、館長補佐、<u>統括主幹、管理主幹</u>、主幹、副主幹、主査、主任主事、主任、管理主事、指導主事、社教主事、文化財保護主事、司書、学芸員、主事</p> <p>（2） 技術職員 部長、副部長、参事、課長、所長、館長、次長、課内室長、副所長、副館長、課長補佐、所長補佐、館長補佐、<u>統括主幹、管理主幹</u>、主幹、副主幹、主査、主任主事、主任、技師、栄養士</p> <p>（3） 学校教職員 参事、園長、副園長、園長補佐、<u>管理主幹</u>、主幹、副主幹、主査、主任、教諭</p> <p>2 （略）</p>	<p>（職名） 第3条 渋川市職員定数条例に規定する渋川市教育委員会の職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 事務職員 部長、副部長、参事、課長、所長、館長、次長、課内室長、副所長、副館長、課長補佐、所長補佐、館長補佐、統括主幹_____、主幹、副主幹、主査、主任主事、主任、管理主事、指導主事、社教主事、文化財保護主事、司書、学芸員、主事</p> <p>（2） 技術職員 部長、副部長、参事、課長、所長、館長、次長、課内室長、副所長、副館長、課長補佐、所長補佐、館長補佐、統括主幹_____、主幹、副主幹、主査、主任主事、主任、技師、栄養士</p> <p>（3） 学校教職員 参事、園長、副園長、園長補佐_____、主幹、副主幹、主査、主任、教諭</p> <p>2 （略）</p>

渋川市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（案）新旧対照表

渋川市学校給食共同調理場条例施行規則（平成18年渋川市教育委員会規則第28号）の一部改正

（第3条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員） 第2条 渋川市学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）に条例第4条に規定する職員のほか、所長補佐、<u>統括主幹、管理主幹</u>、主幹、主査、主任、班長、技能主査、技能主任その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（職務） 第5条 （略） 2 （略） 3 <u>管理主幹、主幹</u>、主査、主任及び栄養士は、それぞれ上司の命を受けて所管の分掌事務を掌理する。 4 （略）</p>	<p>（職員） 第2条 渋川市学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）に条例第4条に規定する職員のほか、所長補佐、統括主幹_____、主幹、主査、主任、班長、技能主査、技能主任その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（職務） 第5条 （略） 2 （略） 3 <u>主幹</u>_____、主査、主任及び栄養士は、それぞれ上司の命を受けて所管の分掌事務を掌理する。 4 （略）</p>

茨川市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（案）新旧対照表

茨川市立幼稚園管理規則（平成18年茨川市教育委員会規則第20号）の一部改正

（第4条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員） 第2条 幼稚園に園長のほか、副園長、園長補佐、<u>管理主幹</u>、主幹、主査、主任、教諭及びその他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（職務） 第3条 （略） 2 園長補佐、<u>管理主幹</u>、主幹、主査、主任及び教諭は、それぞれ上司の命を受けて所管の分掌事務を掌理する。</p>	<p>（職員） 第2条 幼稚園に園長のほか、副園長、園長補佐_____、主幹、主査、主任、教諭及びその他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（職務） 第3条 （略） 2 園長補佐_____、主幹、主査、主任及び教諭は、それぞれ上司の命を受けて所管の分掌事務を掌理する。</p>

渋川市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（案）新旧対照表

渋川市立幼稚園型認定こども園管理運営規則（令和2年渋川市教育委員会規則第2号）の一部改正

（第5条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員） 第9条 こども園に園長のほか、副園長、園長補佐、<u>管理主幹</u>、主幹、主査、主任、教諭、保育士、調理員、嘱託医その他の必要な職員を置くことができる。</p> <p>（職務） 第10条 （略） 2 （略） 3 <u>管理主幹</u>、主幹、主査、主任、教諭、保育士及び調理員は、それぞれ上司の命を受けて所管の分掌事務を掌理する。 4 （略）</p>	<p>（職員） 第9条 こども園に園長のほか、副園長、園長補佐_____、主幹、主査、主任、教諭、保育士、調理員、嘱託医その他の必要な職員を置くことができる。</p> <p>（職務） 第10条 （略） 2 （略） 3 <u>主幹</u>_____、主査、主任、教諭、保育士及び調理員は、それぞれ上司の命を受けて所管の分掌事務を掌理する。 4 （略）</p>

茨川市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（案）新旧対照表

茨川市公民館条例施行規則（平成18年茨川市教育委員会規則第33号）の一部改正

（第6条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員） 第5条 公民館に条例第4条に規定する職員のほか、副館長、館長補佐、<u>管理主幹</u>、主幹、主査、主任主事、主任その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（職務） 第6条 （略） 2 <u>管理主幹</u>、主幹、主査、主任主事及び主任は、それぞれ上司の命を受けて所管の分掌事務を掌理する。</p>	<p>（職員） 第5条 公民館に条例第4条に規定する職員のほか、副館長、館長補佐<u>_____</u>、主幹、主査、主任主事、主任その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（職務） 第6条 （略） 2 <u>主幹_____</u>、主査、主任主事及び主任は、それぞれ上司の命を受けて所管の分掌事務を掌理する。</p>

澁川市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（案）新旧対照表

澁川市図書館条例施行規則（平成18年澁川市教育委員会規則第35号）の一部改正

（第7条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員） 第4条 図書館に条例第4条に規定するほか、副館長、次長、館長補佐、統括主幹、<u>管理主幹</u>、主幹、主査、主任、主事その他必要な職員を置くことができる。</p>	<p>（職員） 第4条 図書館に条例第4条に規定するほか、副館長、次長、館長補佐、統括主幹_____、主幹、主査、主任、主事その他必要な職員を置くことができる。</p>

渋川市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（案）新旧対照表

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則（平成18年渋川市教育委員会規則第37号）の一部改正

(第8条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(職員) 第2条 渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館（以下「美術館」という。）に 条例第3条に規定するほか、副館長、館長補佐、<u>統括主幹</u>、<u>管理主幹</u>、主 幹、主査、主任、学芸員、主事その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>(職務) 第3条 (略) 2 (略) 3 <u>管理主幹</u>、<u>主幹</u>、主査、主任、学芸員及び主事は、それぞれ上司の命を 受けて所管の分掌事務を掌理する。</p>	<p>(職員) 第2条 渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館（以下「美術館」という。）に 条例第3条に規定するほか、副館長、館長補佐、統括主幹_____、主 幹、主査、主任、学芸員、主事その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>(職務) 第3条 (略) 2 (略) 3 <u>主幹</u>_____、主査、主任、学芸員及び主事は、それぞれ上司の命を 受けて所管の分掌事務を掌理する。</p>

澁川市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（案）新旧対照表

澁川市歴史資料館条例施行規則（平成18年澁川市教育委員会規則第46号）の一部改正

（第9条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員） 第3条 資料館には、条例第5条に規定する職員のほか、館長補佐、統括主幹、<u>管理主幹</u>、主幹、主査、主任、主事その他必要な職員を置くことができる。</p>	<p>（職員） 第3条 資料館には、条例第5条に規定する職員のほか、館長補佐、統括主幹_____、主幹、主査、主任、主事その他必要な職員を置くことができる。</p>